

令和5年度第1回子ども未来局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日時 令和5年7月5日（水） 13時30分～15時00分
- 2 会場 本庁舎別館 第7委員会室
- 3 出席者 （委員）相川委員長、臼杵委員、瀧委員、武藤委員、池田委員、阿部委員、
五島委員
（所管課）子ども育成部子ども政策課、子育て未来部幼児・放課後児童課
（事務局）子ども育成部子ども政策課

4 欠席者 なし

5 諮問内容と答申結果

〔諮問内容〕

以下の施設の指定管理者の選考方法案について

- (1) 募集区分1
 - ・放課後児童クラブ（単独型）（7施設）
 - ・児童センター・放課後児童クラブ（併設型）（2施設）
 - ・児童センター・放課後児童クラブ・老人憩いの家（併設型）（7施設）
- (2) 募集区分2
 - ・児童センター（単独型）（2施設）
 - ・放課後児童クラブ（単独型）（15施設）
 - ・児童センター・放課後児童クラブ（併設型）（1施設）
 - ・児童センター・老人憩いの家（併設型）（1施設）
- (3) 募集区分3
 - ・放課後児童クラブ（単独型）（18施設）
 - ・児童センター・放課後児童クラブ（併設型）（2施設）
 - ・児童センター・老人福祉センター（併設型）（1施設）
- (4) 募集区分4
 - ・児童センター（単独型）（2施設）
 - ・放課後児童クラブ（単独型）（18施設）

〔答申結果〕

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であるとする。

6 議事要旨

(1) 委員長の選任および委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理を指名した。

【結果】

前回の子ども未来局指定管理者審査選定委員会開催時にも委員としての実績があり、弁護士として法人が関係する法令等を遵守し、適正な施設運営を行う能力を有しているかという視点から審査することができるとの理由から、相川委員が選任された。委員長職務代理には、相川委員長から池田委員が指名された。

(2) さいたま市立児童センター及び放課後児童クラブにおける指定管理者の選考方法案等について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

① 募集区分

- ・複合施設の効果的・効率的な管理運営を行うため、児童センター及び放課後児童クラブと、高齢福祉課所管の老人福祉センター・老人憩いの家を一体的に管理することとする。
- ・隣接する行政区を組み合わせることで4つの区分（1：西・北・大宮・見沼、2：中央・桜、3：浦和・南、4：緑・岩槻）に分割することで、民間事業者の参入の可能性を広げるとともに、より効率的にエリア内の施設を把握し、災害等の緊急時に迅速な対応を取れるよう考慮した。

② 設置条例名・設置目的

【児童センター】

「さいたま市児童センター条例」

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、またはゆたかにすることを目的とする。

【放課後児童クラブ】

「さいたま市放課後児童クラブ条例」

児童福祉法に基づき、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、小学校放課後の児童健全育成に資することを目的とする。

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

⑤ 施設概要・業務内容・申請資格要件

【施設概要】

《募集区分1》西区・北区・大宮区・見沼区

放課後児童クラブ単独型7か所、児童センター・放課後児童クラブ併設型2か所、児童センター・放課後児童クラブ・老人憩いの家併設型が7か所の計16施設

《募集区分2》中央区、桜区

児童センター単独型2か所、放課後児童クラブ単独型15か所、児童センター・放課後児童クラブ併設型が1か所、児童センター・老人憩いの家の併設型が1か所の計19施設

《募集区分3》浦和区、南区

放課後児童クラブ単独型18か所、児童センター・放課後児童クラブ併設型2か所、児童センター・老人福祉センター併設型1か所の計21施設

《募集区分4》緑区、岩槻区

児童センター単独型2か所、放課後児童クラブ単独型18か所の計20施設

【指定管理者の業務】

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・危機管理に関する業務
- ・児童の集団的又は個別的な遊びの指導に関する業務（児童センター）
- ・児童の遊びを通じての体力増進の指導に関する業務（児童センター）
- ・児童の安全管理、生活指導及び遊びの指導に関する業務（放課後児童クラブ）
- ・児童の健全な育成に関する業務

など

【申請資格要件】

- ・「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」で定めている要件
- ・事業所がさいたま市内にあること
- ・放課後児童健全育成事業の管理運営業務を継続して3年以上実施していること

など

⑥ 選定基準

- ・評価項目については「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」第3条第1項各号に定める基準に基づき設定
- ・当該施設は、児童に育成環境を提供する事業であることから、事業を安全で安定的に行う能力や実績を有しているか、施設の安全管理や緊急時の体制が整っているかを重視した配点とした。
- ・児童センターに併設されている老人福祉センター及び老人憩いの家については、保健福祉局において別途審査を行う。
- ・施設使用面積の比率に基づき、得点を算出する

⑦ 利用料金制

- ・利用料金制は導入していない

⑧ 指定管理料（高齢福祉課所管施設の指定管理料と合算の金額）

【募集区分1】

2,292,471千円（5年間）

【募集区分2】

1,648,370千円（5年間）

【募集区分3】

1,801,064千円（5年間）

【募集区分3】

1,493,779千円（5年間）

⑨ スケジュール（募集期間）

令和5年7月21日（金）～8月22日（火）

【質疑等】

Q 申請資格について、児童関連の施設については「放課後児童健全育成事業の管理運営業務を3年以上継続して実施している実績がある」という要件があるが、老人憩いの家に関しては実績についての申請資格要件はないのか。

A 施設種別ごとに人員配置などの要件は定めているが、老人憩いの家に関して実績についての申請資格要件は設けていない。

Q 放課後児童クラブの施設の広さと児童の募集定員について、何か基準はあるのか。

A 児童1人あたり1.65㎡の専用区画面積を確保するという基準に基づいて募集定員を定めている。

Q 放課後児童クラブの業務内容について、「児童の健全な育成に関すること」と記載されているが、どのような内容か。

A 放課後の生活の場として生活習慣を身に着ける、挨拶や宿題等、自宅に代わって子どもたちが健全に育っていくことができるよう様々なことを行っていただくというもの。

Q 「児童の健全な育成に関すること」というのは指定管理者がどのようなことを行うか内容を考えて実施するのか。

A 指定管理者の方で内容を考えながらできる限りのことをやっていたい。

Q 今までの指定期間において、「児童の健全な育成に関すること」として具体的にどのような内容で行ってきたか施設所管課では把握しているのか。

A 具体的にどのような内容の取り組みを行ってきたかまでは把握できてない。

Q 放課後児童クラブの業務内容について、「児童の安全確保に関すること」とあるが、実施内容については指定管理者に任せているのか。

A 児童の保護者とも連携を取りながら、指定管理者に児童の安全確保に関する取り組みを実施していただいている。

Q 「児童の安全確保に関すること」の内容については、応募事業者によるプレゼンテーションの際に説明があるのか。

A プレゼンテーションの中で「児童の安全確保に関すること」の実施内容について応募事業者から説明がある。

Q 選定基準の実績評価について、過去の実績評価に応じて加点・減点を行う意図はなにか。また、選定基準の中で実績評価が占めるウエイトはどれくらいか。

A 現指定管理者については、指定期間において毎年度評価を行っている。現指定管理者から応募があった場合に、過去の実績評価に応じて加点または減点をするという考え方から設定しているもの。例として、毎事業年度の総合評価の平均が5点以上～8点未満(基準B)の場合、合計点(満点)×(+2.5%)が加点される。200点満点の場合、5点が加点されることになる。

Q 指定管理者の業務について、児童センター及び放課後児童クラブについては遊びの指導や体力増進の指導等とあるが、老人憩いの家における利用者に対する業務は特になのか。

A 老人憩いの家の業務内容は、「老人の憩い又はだんらんのための施設の提供に関すること」、「その他、老人の福祉に関すること」の2点となる。

Q 指定管理料について、指定期間の5年間のうち、初年度だけ廉価なのはなぜか。

A 指定管理料については、今後の人件費の上昇や高熱水道費の高騰を加味し、初年度が低く、次年度からはそれより高い金額としている。

Q 今回は前回と同じく4区分での募集となっているが、区分を細分化したり、一括にしたりとといった区分の見直しについて検討状況は。

A 多くの事業者の参加を得るためには区分の細分化が望ましいが、均一で公平な市民サービスの提供を行うという側面、また災害時の緊急対応、職員配置、施設修繕等まとめて管理を行うことで経費節減の効果も望めることから細分化せず、引き続き4区分での募集とさせていただいた。

Q 今回の募集要項や仕様書の内容で新たな事業者の参入は見込めるか。

A 放課後児童健全育成事業を3年以上継続して実施している実績があることを申請資格としているが、市内で活動している43事業者がその要件を満たしている。放課後児童健全育成事業の運営の実績については市外でも可としているため、現行の指定管理者であるさいたま市社会福祉事業団以外の事業者からの応募も見込めると考えている。

【結果】

選考方法案に対する異論はなかったため、さいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。